

## 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成 29 年 7 月 27 日（木） 開会時間 午前 10 時 00 分  
閉会時間 午後 3 時 59 分

場 所 委員会室棟 第 4 委員会室

委員出席者 委員長 杉山 肇  
副委員長 清水喜美男  
委員 石井 脩徳 河西 敏郎 白壁 賢一 大柴 邦彦  
永井 学 渡辺 淳也 望月 利樹 佐藤 茂樹  
小越 智子

委員欠席者 な し

### 説明のため出席した者

県民生活部長 立川 弘行  
県民生活部次長 中山 吉幸 県民生活部次長 上野 直樹  
県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 三井 薫  
私学・科学振興課長 井上 弘之

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎  
森林環境部次長 丹澤 尚人 森林環境部技監 島田 欣也  
森林環境総務課長 桐林 雅樹 みどり自然課長 村山 力

農政部長 大熊 規義 農政部理事 相川 勝六  
農政部次長 奥秋 浩幸 農政部技監 渡邊 祥司  
農政総務課総括課長補佐 渡邊 喜彦 畜産課長 鎌田 健義

観光部長 樋川 昇 観光部次長 市川 美季  
観光企画課長 内藤 梅子 観光プロモーション課長 大久保 雅直

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部次長 中澤 和樹  
県土整備部技監 望月 一良 県土整備総務課長 小澤 浩  
下水道室長 久保田 一男

教育長 守屋 守 教育次長 若林 一紀  
教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 末木 憲生  
社会教育課長 岩下 清彦

行政経営管理課長 上野 良人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の概要 まず、杉山委員長から、部局審査の対象となる県出資法人及び指定管理施設の選定理由が説明された。

次に、部局審査及び現地調査の結果を踏まえ、意見がある場合は、審査意見書

の様式により、8 月 7 日までに事務局あて提出することとされた。

次に、本日の審査順序について、県民生活部、森林環境部、農政部、観光部、県土整備部、教育委員会の順で行うこととされた。また、部局審査では、部長等には概要説明の後、自室待機してもらい、必要に応じて出席を求めることとし、各法人の審査については、実務担当者から説明を受けることが了承された。

次に、午前 10 時 09 分から午前 10 時 40 分まで県民生活部・森林環境部・農政部所管の県出資法人関係、午後 1 時 21 分から午後 3 時 58 分まで観光部・県土整備部・教育委員会所管の県出資法人関係の審査を行った。

**（公社）山梨県私学教育振興会【県民生活部】、（公財）山梨県緑化推進機構【森林環境部】、  
（公社）山梨県畜産協会【農政部】関係**

質疑

**（（公社）山梨県私学教育振興会について）**

大柴委員        まず、先ほど説明がありました 93 ページにあります新規貸付の件数、2 件、2,170 万円あるわけですけれども、実績として若干低調に思うところがあります。近年の貸付実績の推移はどのようになっているのか、まず伺います。

井上私学・科学振興課長    直近 3 カ年の貸付実績でございますが、平成 27 年度は 2 件、3,195 万円、平成 26 年度は 3 件、2,199 万円、平成 25 年度は 1 件、660 万円となっております。また、少し長いスパン、平成 19 年度から 10 カ年の平均の貸付件数は 2.4 件で、平均貸付額は 2,648 万円となっております。

大柴委員        今の説明だと、過去の平均貸付件数とほぼ同等という感じだと思います。私立学校の教育環境の改善を図るためにも、この貸付制度が積極的に利用されることが大変重要だと思うのですけれども、貸付利率が学校にとって大変魅力的なものであるのか、利率になっているのか、この辺はどうですか。

井上私学・科学振興課長    県の私学教育振興会における貸付利率は国の組織である日本私立学校振興共済事業団が実施する同様の貸付事業の利率よりも低く設定しまして、県内の私立学校にとって魅力のあるものとしていただいております。具体的には平成 28 年度の利率は、国の事業団が 0.4% であったことから、それよりも 0.1 ポイント低い 0.3% に設定したところでございます。

大柴委員        国より低いということは魅力的なものだと思います。県内の私立学校が計画的に教育環境の改善を図ることが私学の魅力向上につながっていくと、ひいては経営の安定化にもつながっていくんじゃないかなと思うわけですけれども、ぜひ貸付制度の利用促進を図っていただくとともに、今後の貸付事業の見通し、これがどうなっているのか最後に伺います。

井上私学・科学振興課長    各私立学校に対しましては、毎年度資金需要の調査を行っておりますが、この調査の際には、本貸付制度が国の事業団の制度よりもより有利な条件であることを周知しているところでございます。

貸付事業の見通しについてでございますが、本年度は現時点で 1 件の貸付申請が予定されておりますが、今後も掘り起こしといいますか、例えば認定こども園に移行している幼稚園の場合、給食施設やほふく施設の整備などが要件とされることがございますので、こうした施設整備の際の資金需要に有効に活用していた

だくなど、それぞれの法人の実情に応じてきめ細かな相談支援を行っていくよう出資法人に対しても指導してまいりたいと思います。

渡辺（淳）委員 県が出資している法人の経営状況説明書の 94 ページにあります退職資金給付事業について何点かお伺いしたいと思います。先ほどの説明とこの説明では小中高関係では退職者及び給付金とも減少しているが、幼稚園関係者はふえているということなんですけれども、そもそもこの退職給付金事業というものがどういった事業なのか、制度の概要についてまずお伺いいたします。

井上私学・科学振興課長 退職資金給付事業は、私立学校教職員に対する退職資金の財源を確保し、安定した退職金制度を整備することによりまして教職員の福祉の増進及び私立学校の教育環境の充実を図ることを目的としております。具体的には、退職資金給付事業に加入する学校法人が、私立学校教職員共済法の規定に基づく一定率の負担金を私学教育振興会に納付いたしまして、これに県からの補助金を加えた原資を振興会で運用し、資金造成を行っているものでございます。退職者が生じた場合には、学校種ごとに同一の算定方法によりまして、学校法人に対して退職資金を給付するという制度でございまして。

渡辺（淳）委員 私立学校の退職金の確保のために運用されているということなのですが、98 ページ、上から 10 行目ぐらいに退職金信託運用収入というのがあるかと思えます。そこにおいて前年度と書かれている平成 27 年度は 5,923 万円余、そして当年度と書かれている平成 28 年度は 4,930 万円余と、約 990 万円ほど運用の収益が減少しているということなのですが、これについて平成 28 年度はどのような運用をしたのか、運用実績の詳細についてお伺いいたします。

井上私学・科学振興課長 この運用収入の原資となっている資産について、まず若干説明させていただきますのですが、103 ページの財産目録をごらんください。103 ページの財産目録、固定資産欄の中ほどに、小中高・退職資金給付事業資産の欄の下の企業年金というところに 15 億 7,600 万円余がございまして。それから、ちょっと下へ行きますと、幼稚園の退職資金給付事業資産の 2 行おいたところに信託、みずほ信託銀行本店とございまして。ここに 7 億 7,520 万円余がございまして、その下にも職員退職給付引当資産、これも信託でございまして、1,194 万円余がございまして、この合計 23 億 6,413 万円余を原資として信託運用した結果、平成 28 年度は 4,930 万円の運用益となったものでございまして。これらの運用につきましては、大手生命保険会社の企業年金契約や信託銀行等の金銭信託契約で運用を行っているものでありまして、運用原資額や運用先につきましては平成 27 年度とおおむね同様となっております。運用実績の低下につきましては、いわゆる投資信託的に運用しているため、運用先が国債をはじめとする国内債券ですとか、安定的な株式ですとか、外債等、多岐にわたっておりまして、さまざまな要因がございまして、結果として平成 28 年度は平成 27 年度よりも高収益を上げることができなかったというものでございまして。

渡辺（淳）委員 世界的な経済情勢に左右されながら、低金利の時代でもありますし、大変厳しい運用だと思えますけれども、そうはいっても先ほどの概要説明にありましたように、公立高校に対して著しく不公平な退職金制度とならないようにしていくということでもありますので、できる限り最大限の運用収入の確保は今後も大変重要になってくるかと、そのように考えます。そのような中で、私学教育振興会では、今後どのような体制で、また、運用方針で、この退職金資金の事業を運用し

ていくのか、最後にお伺いいたします。

井上私学・科学振興課長 私学教育振興会では、法人内に資産運用部会というものを設置いたしております。このメンバーには銀行出身の理事も参加しており、運用内容に対してのチェックを行うという体制をとっております。また、加えて、毎年度の運用方針は理事会で決定をしているのですが、その運用方針といたしましては、確実性や安全性を優先した運用としておりますが、低金利の状況にあっても少しでも運用益が確保できるよう、委託先である大手金融機関等のアナリストの知見を生かした運用を行っております。具体的には、企業年金契約や金銭信託契約は安定型と言われる国内外の混合の投資でございますが、国債を中心に一部安定的な株式や外国債も活用して運用しているところでございます。今後も安全、堅実な運用を大原則としつつも、一方で少しでも運用益の確保を図れるよう、県としても法人の指導をしてみたいと考えております。

清水副委員長 経営評価についてお尋ねいたします。参考資料の 88、89 ページのところですが、私学教育振興会業務分掌で 8 つの業務分掌があって、その業務分掌どおり平成 28 年度は計画をして実行しましたと。その実行した計画性が 92% という比較的高い率で、ああ、すごいなと思っていたのですが、目的適合性と効率性が 60% ですごく低いです。これはすごいアンマッチな状態が出ていて、本当に仕事ができているのかなと思うのですが、ここはどういうことを言っているのですか。

井上私学・科学振興課長 この参考資料として添付しております平成 28 年度の経営評価結果というのは、平成 27 年度の事業内容を平成 28 年度に評価したものでございます。私学教育振興会では、先ほど来、貸付事業、退職金給付事業、研修事業等々を行っておると説明しておりますが、平成 27 年度の貸付事業の実績も、平成 28 年度と同様 2 件、3,195 万円でございます。貸付枠自体は 1 億円以上の貸付枠を持っていたものですから、その貸付枠に対して実績が低調であったということで、その目的適合性の得点率が低くなったところでございます。なお、それぞれの事業の意義等の評価については、法人の設立目的に合致するものという評価となっております。

また、効率性評価は、例えば収入に対する人件費比率が上がっていないかとか、あとは管理経費が前年度よりも削減されているかといったような内容が評価項目となっております。当法人では平成 27 年度の管理経費が平成 26 年度より若干増加したことから、効率性評価全体の得点率が低くなったものでございます。

清水副委員長 業務分掌は 8 つあるんですけど、今のお話だと、そのうちのこの部分とこの部分についての評価だということで特定の項目についての評価結果がここに出ていると、こういう話でしょうか。

井上私学・科学振興課長 そうでございます。

清水副委員長 ほかの業務分掌もすごく重要なことで、そちらの進捗とか実績がどうなっているか知りたいのですけれども、そういうものは、どこに表現されるのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 88 ページの業務分掌ということであれば、例えば総会理事会の運営、各部会の運営といったものは、法人の定型的な業務でございますので、特にこの説明書の中には記してはございません。理事会の開催状況なんかは示してございますので、こういった形で理事会が開かれている、適切に運営されていると

というような御理解をいただければと思います。

それから、貸付事業、退職金給付事業、研修事業につきましては、先ほど御説明させていただきました。それから、連絡調整ですとかいろいろな団体の事務局、会報・情報発信事務といったことにつきましても、先ほど説明書の中の 95 ページ、その他事業といったようなところでこれらの内容について御説明させていただいているところでございます。

清水副委員長 最後ですけど、そういうお話だと、合計の 75.9%、この評価というのはどう評価すればいいですか。非常にうまくいったと評価するのか、横ばいと評価するのか、いろいろ問題があると評価するのか。そういったのは、我々が話を伺ってどういうふうに思えばよろしいですか。

井上私学・科学振興課長 Aランクであればそれはベストなのかもしれませんが、Bランクであっても、特に警戒指標みたいなものがあるわけではなく、たまたま一部の事業の実績が伸びなかったというようなことでBという評価をいただいたのですけれども、法人自体の業務はおおむね的確に遂行されていると理解しているところでございます。

小越委員 参考資料の 89 ページ、総合評価所見に対する対応の中で、貸付事業については園児数のさらなる減少見込みを受け、慎重になっていると。引き続き借り入れニーズを把握しとあるのですけど、借り入れニーズというのはどのように把握されていて、どんなニーズがあって、これからどのようにしていこうとしているのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 毎年毎年、借り入れの要望調査は行っておるのですけれども、通り一遍に要望調査をするだけではなくて、先ほども申し上げさせていただいたのですが、例えば認定こども園へ移行するような施設であれば、給食室の整備やほふく室の整備など、必要な施設整備も必要になります。それから、耐震化が進んでいない施設もございますので、そういった施設には積極的にこういう制度があるということを周知して施設整備に努めていきたいと考えております。

小越委員 設備資金等貸付事業は、設備資金と同時に経営資金、運転資金というところでも借りることができると思っているのですけど、今、特に幼稚園のところの経営が大変になったりしている中で、そういうようなニーズはないのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 経営資金のニーズでございますが、近年では、手元の表では、平成 22 年度に 1 件、平成 21 年度に 1 件というニーズがございました。それ以降は経営資金に対するニーズはございません。

#### （（公財）山梨県緑化推進機構について）

永井委員 先ほど部長の冒頭説明でこちらの参考資料のほうにあったのですけれども、この緑化推進機構というのは、県土の緑を守って育てる県民運動を推進する母体という出資法人であるということですが、やはり県民参加の緑化推進をするためには、いろいろなところに推進をしていくような働きかけをしていかなければいけないと思います。特にその部分の中で企業・団体なんかはさまざまな主体になる森づくり活動が重要であると。まず、県内で森づくりの活動を行っている企業・団体というのがどれくらいあるのかお伺いします。

村山みどり自然課長 平成 29 年 3 月現在で 64 の企業・団体が 69 カ所で森林整備の活動に取り組んでおります。

永井委員 この資料の 195 ページ、その中でやまなし森づくりコミッション支援事業という事業があるということで、これは企業・団体の森づくり活動を支援する事業であると思いますけれども、事業主体であるやまなし森づくりコミッションの概要と事業の内容についてお伺いします。

村山みどり自然課長 やまなし森づくりコミッションにつきましては、企業・団体の社会的責任を通じた森づくり活動の関心の高まりに応えるために平成 19 年に設立された団体でございます。県や林業関係団体や NPO 法人など、26 の団体で構成されておりまして、事務局が山梨県緑化推進機構の中にございます。活動に要する費用として 340 万円の支援を当機構から受けまして、企業と森林所有者との調整など、森林整備協定にかかわる業務や実際に活動する際の指導や作業具の貸し出しなどの支援を行っているところでございます。

これまでに 36 件の森林整備協定にかかわり、企業・団体など、さまざまな主体による森の活動のコーディネートにかかわっているところでございます。

永井委員 今年度、新規 1 件、更新 2 件とあるのですけれども、この新規 1 件の内容というのはどういうものでしょうか。

村山みどり自然課長 笛吹市で行いました環境リレーションという会社との協定でございます。

永井委員 内容を聞いたのですが、まあいいです。次に行きます。今、企業・団体についての森づくりの推進をやっているということで、ただ、企業・団体だけじゃなくて、やはり推進をしていくためには次世代を担う子供たちへの森林の緑の大切さなんかも伝えることが非常に重要であると私は考えていますけれども、例えば学校施設の修繕を目的として造成された学校林は、近年で森林環境教育の場として活用されていると伺っております。まず、この県内の学校林の設定数についてお伺いします。

村山みどり自然課長 平成 28 年度現在、小学校で 45 校、中学で 20 校、高等学校で 4 校の計 69 校で学校林を設定しております。

永井委員 197 ページの学校整備保全推進事業というのは、こうした学校林の整備・保全活動への支援とともに、児童生徒の森林林業体験など、森林環境教育を支援する事業ということのようですねけれども、この金額や事業内容についてお伺いいたします。

村山みどり自然課長 平成 28 年度につきましては、県内各市町村の PTA や地域の団体など 28 件に 766 万 7,000 円が交付されております。児童生徒が参加して植栽や下刈り、または間伐などの森林整備や森林学習会が行われております。例でございますが、甲州市の菱山財産区では、地元の菱山小学校の生徒による山火事後のヒノキの植栽を継続して行っております。このような体験を通じまして、森林の働きや林業の大切さを学んでいるところでございます。

永井委員 今、企業・団体、子供と来ましたが、そのほかに各市町村がやる緑化の活動というのもこの緑化の県土づくりには重要になってくると思います。そこで、

198 ページ(3) 市町村緑化推進組織活動事業というものがありますけれども、この交付金額と事業内容、これも教えていただけますか。

村山みどり自然課長 市町村緑化推進組織活動事業につきましては、各市町村に組織されている緑化推進会議などが行う地域の緑化活動を支援するものでございます。平成 28 年度は 25 件、1,707 万円が交付されております。また、この交付割合につきましては、緑の募金の前年に当該市町村が自治会等を通じて各家庭から募った募金額の 40%以内として交付してございます。例えば甲府市の水源林における市民による植樹活動や、大月市の市民に親しまれている公園の桜の植栽とか、また、公営施設への緑のカーテンの設置や、各地区の苗木の配布などの地域の緑化推進のために有効に活用されております。

永井委員 今、募金の 40%がこれに使われているということだったのですけれども、こうした事業を推進していくためには、収入の多くを占める募金の確保ということがやっぱりこれは重要であると思いますが、現在の募金の収入の内訳と確保に向けた取り組みについて伺います。

村山みどり自然課長 緑の募金の収入につきましては、県民の一人一人の温かい御支援により、平成 28 年度の実績で総額 5,260 万円余となっております。その内訳につきましては、家庭からの募金が 83%、企業からの募金が 7%となっております。なお、募金収入につきましては、この調書にありますとおり、近年減少傾向にございます。県民の皆様にご理解を深めていくために、街頭キャンペーン、緑化キャンペーンにより広く周知を図るとともに、現在、各地区の自治会連合会の集まりや大口の募金が見込まれる企業などに直接御訪問しまして、募金の趣旨を説明しながら一層の御協力をお願いしているところでございます。

永井委員 家庭から 83%で企業から 7%、そうすると 90%ですよね。残りの 10%はどこですか。

村山みどり自然課長 家庭からの募金が 83%、企業からの募金が 7%となっております、その他の募金もございます。大きなところは、各団体からの職場募金等となっております。

永井委員 やはり募金を集めるのがすごい重要だと思うのですけれども、参考資料の 173 ページの総合評価所見に対する対応という中で、募金収入の安定確保のため、これまで行ってきた広報活動について、より寄附者の自発的協力を促すよう、事業成果や協賛団体のメリットとありますが、より寄附者の自発的協力を促すような広報、PR というのがどういうものなのか、また、効果的な媒体とあるのですけれども、どのような媒体を使って PR をしているのか教えてください。

村山みどり自然課長 緑化のキャンペーン、各種チラシ等の配布、また、先ほど申しました各企業等の個別訪問等を実施すると同時に、寄附された方への記念品の贈呈に取り組んでおります。

永井委員 媒体をどこかというのを答えていただけていないのですけれども、より自発的なという部分の中で、例えばイメージするのはテレビとかラジオとか、そういった部分で PR をしていると思うのですけれども、例えば、今、いろいろな広報媒体として SNS とかインターネットとかがありますが、そういった形で協力を促

したりということはやられていますか。

村山みどり自然課長 失礼いたしました。媒体につきましては、緑化推進機構のホームページ、また、テレビ等の周知、また、新聞への掲載等を行っております。

永井委員 ささまざまなPRをして、安定的な財源に努めていただきたいと思います。最後に、森林整備や緑の重要性が高まる中、今までそういういろいろな部分で機構がやられていると思うのですけれども、県としてこの緑化推進機構とどのように連携をして、緑化施策の推進に取り組んでいるのかお伺いをいたします。

村山みどり自然課長 県では、環境緑化条例に基づいて山梨県緑化計画を策定しまして、環境緑化に関する施策を計画的に進めております。また、森林・林業振興ビジョンに基づいて県民や企業等の参加による森づくり活動や森林環境教育の推進などに取り組んでいくこととしております。県では、当機構と連携しまして街頭キャンペーンや県民緑化まつり、さらに緑の少年隊の森林学習会などの県民参加の森づくりを目的としたイベントを開催するとともに、企業・団体等による森づくり活動の支援などを行っております。今後も、当機構との連携を一層深めまして森林ボランティア団体の活動支援など、県民参加による緑づくり、森づくり活動の輪を広げていきたいと思っております。

大柴委員 参考資料の173ページのところの結果概要ですけど、効率性のところは56.3%、所見のところでは経営指標の中では効率性が低くなっており、管理費の縮減策の検討や、目標として設定している実施事業件数の達成に努める必要があるというのですけれども、実施事業件数は何件あって、どのようなことをやっているのですか。

村山みどり自然課長 件数といたしましては、平成27年度ですと、緑の運用益による事業については15件、緑の募金の収入による事業については121件、また、東京マラソンのチャリティー寄附金による事業で11件となっております。

大柴委員 その件数をやっているのに効率性が低いということですか。それとも、もっといっぱいあってこれだけしかできなかったから低いということを行っているのですか。

村山みどり自然課長 目標に対して実績数値が少ないということで低い評価となっております。

大柴委員 その原因は何ですか。

村山みどり自然課長 公募事業に対する応募件数が実績となりますので、公募件数に足りなかったということだと思います。

大柴委員 それは努力不足ということですか。

村山みどり自然課長 これは平成27年度でございますが、平成28年度につきましては追加募集、新規事業等を行うことによって、解消させていただきました。

大柴委員 わかりました。ニーズに即した新規事業を導入すると書いてあるのですが、もう考えてあると思うのですけど、どういう事業を促進していくのですか。



村山みどり自然課長 平成 28 年度の大きな新規事業とすると、森林ボランティアの安全管理に関する事業等を実施しました。具体的に言うと、ヘルメットとか熱中症への対策のためのテントなどを備える事業を実施しました。

清水副委員長 事業が森林整備事業、緑化推進事業、国際交流事業とあるのですけれども、この国際交流事業というのが見えないのですが、これについて御説明いただけますか。どのような内容をどのようにやっているのでしょうか。

村山みどり自然課長 198 ページ（4）の国際緑化推進事業としては、公益財団法人オイスカが事業主体となってフィリピンのネグロス州において学生を中心にしたボランティアを派遣しております。焼き畑農業などで失われた森林を再生するために、地元の住民とともに植林活動を行っております。それに対しまして苗木や肥料代など 40 万円ほど交付しております。

清水副委員長 国際交流事業に対して、山梨県がイニシアチブをとるとするのは森林立県山梨にとってはすごい重要だと思います。特に若い人たちが若いときからこういう事業に接するというのはすごく重要であると思うのですけれども、今おっしゃった子供たちの参画の計画はどういうメンバーをどんな形で参画させていくか、そういう事業計画というのはどう考えられているのですか。

村山みどり自然課長 オイスカ等が事業主体となっておりますので、今後、オイスカ等と調整する中で中国での緑化事業等についても検討しているところでございます。

小越委員 経営状況説明書の 198 ページ（5）。先ほど 5,260 万円の県の募金をいただいて、そのうち 1,700 万円、緑の募金 40% を市町村に交付するとあったのですけれども、この国土緑化推進機構交付金、緑の募金法第 18 条に基づいて一部を公益社団法人国土緑化推進機構に交付したというのは幾らでしょうか。この機構に交付するというのはどういうことなのでしょうか。

杉山委員長 村山課長、後で調べて報告してください。  
（7 月 28 日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配付された）

小越委員 この緑の募金をどう使うのかということで、右側の理事会や評議員会の中で、例えば第 4 回理事会とか第 2 回評議員会ですけど、緑の募金運営協議会というのがあって、この緑の募金運営協議会は市とどこに交付するかというのを決めているかと思います。参考資料の 166 ページに載っているのですが、この緑の募金運営協議会、これは委員が指名して運営協議会の委員になっていると思うのですけれども、この緑の募金運営協議会は何回開かれて、どのような議論が交わされて回っていくのでしょうか。経過を教えてください。

村山みどり自然課長 運営協議会につきましては、年 2 回開催されまして、公募事業全体並びに公募事業の審査等を行っていただいております。

小越委員 この運営協議会において、例えば第 4 回理事会のところ、新規追加事業等の実施についてということが議題になっているわけです。その後に平成 29 年度公募要領についてとか、評議員会のところにもあるのですけど、運営協議会でこういうところに募金を交付しよう、追加事業をしよう決めて、それを理事会にかけていくのですか。それを受けて評議員会で議決していくのでしょうか。5,260

0 万円をどういう基準で、どこに割り振っていくのか、その権限は誰にあって、どういう基準なのか教えてほしいです。

村山みどり自然課長 審査につきましては運営委員会で主体的にやっていただきまして、それを理事会、評議員会で承認していただくということです。

小越委員 運営協議会の議事録があるというので、後でいただきたいと思います。毎年毎年同じように割り振っているのか、それとも新規事業であるのか、それとも、市町村でうちはこのぐらい募金が欲しいというものがあって出すのか。つまり、その募金の割り振りの基準ですね。人数でいくのか、手を挙げてきたところに最初に出すのか、その基準を教えてくださいいただきたいというのが 1 点。後で資料をください。

（7 月 28 日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配付された）

それから、この参考資料の 173 ページの所見というところで、真ん中のところに、平成 27 年度は法人内での懸案の確認などリスク管理に努めたことなどからとあるのですが、これはどういうことですか。

村山みどり自然課長 県や市町村や経済団体などの出資により積み立てている基本財産につきましては、満期保有目的の債券を主として、国債や山梨県債などの国内証券を中心に購入して安定的な運用を図っていたところです。ですが、その中で一部、海外債券で運用してございました。海外債券につきましては、運用益が大きいこともございますが、その反面、リスクが高いことから、平成 27 年度にリスク管理の一環として運用益を確保した上で、満期前に繰上償還をいたしまして、より安定的な国内証券に買いかえたところでございます。

小越委員 そうなりますと、209 ページにあるノルウェー輸出公社債とかドイツ復興金融公庫債とか、海外のこれはもうやめたということですか。

村山みどり自然課長 この経営評価につきましては、平成 27 年度でございます。現在も 2 つほど海外債券がございしますが、順次切りかえていくということでございます。1 つ外国債を解消したところでございます。

小越委員 ということは、1 つ解消して、運用益が海外の国債を持っていると危ないというか、その運用益がどうかわからないのでやめたと。だけど、今、ここの平成 28 年度財産目録ではノルウェーとドイツがあるのですが、これは今後どうするつもりなのですか。それもやめていくのか、どこか振りかえて違うものにしてしまうのか、それともまだ持っていくつもりなのか。

村山みどり自然課長 基本的には運用益を確保した上で満期前に繰上償還するか、満期で償還いたします。

小越委員 次に、公益財団法人なので、収支相償の原則があるのですが、経営評価委員会の文書を見ますと、緑化推進機構の中で出資法人の自己評価のところでもあったのですが、財務状況の中で、公益認定を受けたことから収支については、収支相償が原則であり、例年大幅な黒字を計上すると、適正な収入ではないと判定されるため、収支相償を目標とした事業実施に努めるとあります。公益財団法人として利益を内部にため込まずに、費用とかかったものが、プラスにならないように、マイナスにもないように、最大限活用して無償で格安のサービスを提供していくというところから、収支相償の原則ということで公益財団法人になって

いるのですが、この緑化推進機構でいくと、単年度はマイナスですけど、正味財産のところだと 11 億 6,300 万円ということで、例年大幅な黒字を計上しています。ここだけ見ると公益財団法人の収支相償の原則から外れてきてしまうのですけれども、この収支相償の目標とした事業実績というのは何を、どのように解消していくつもりですか。

村山みどり自然課長 緑化推進機構につきましては、会計年度が 1 月 1 日から 12 月 31 日ということになっておりまして、過去におきましても年末等に寄附いただきますと、どうしても事業実施の期間がとれなく、その寄附のタイミングによって余剰金が過去に発生してきているということです。公益財団法人として求める収支相償のバランスが崩れているという状況でございましたが、それにつきましては今回の当期の経常増減額 600 万円の減となっており、必要な事業費という形で新規事業や現在の事業を適切に実施することによって、その収支相償のバランスは平成 28 年度をもって解消される見通しでございます。

#### （（公社）山梨県畜産協会について）

白壁委員 まず最初に、役員の構成についてお聞きしたいのですが、定款で役員も監事も含んだ役員で 15 名ということになっています。この役員の構成を決定するときにはどんな形の中で決定をしているのか、それをお示しいただければと思います。

鎌田畜産課長 まず、役員の設置でございますが、協会には理事 6 人以上 13 人未満ということで、監事につきましては 2 人以内ということになっております。理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を専務理事としております。役員の選任につきましては、定款上定められておりますけれども、理事及び監事は総会の決議によって選任されます。会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定いたしております。

白壁委員 さまざまな業界団体の長の人たちが入ってるのですが、職員の方が多過ぎるのではないかという感じがします。この振り分けというのは、この協会は歴史的に長いものですから、そういう歴史経過の中でこういうことが決定していったのではないかなと推測するのですが、県の OB が常勤で 1 人いるのは、当然のごとくだと思うんだけど、非常勤の中で県職員の方の比率が極めて高いなという感じがします。その辺についてはいかがでしょうか。

鎌田畜産課長 役員ということでよろしいですね。役員の中では……。

白壁委員 県職員の現職が多くないかということ。

鎌田畜産課長 2 人でございます。

白壁委員 そこが多いのかなという気がするのだけど、そうでもないのかな。事務局はどこへ置いているのでしょうか。

鎌田畜産課長 畜産協会でございます。

白壁委員 畜産協会の中に事務局を置いて、県の職員の皆さんはこれにはあまり携わっていないということ？

鎌田畜産課長 出資法人ということで県が指導・監督を行っております。所管は畜産課で、県OBが専務理事となっており、畜産協会の経営等に携わっているところでございます。

白壁委員 この役員の方の報酬はどうなっているのでしょうか。

鎌田畜産課長 会長と専務理事は毎月報酬を出しておりますが、その他の役員の方々は無報酬となっております。

白壁委員 平成 28 年出資法人の経営評価書の中で、途中で役員がふえたから出資がふえたと書いてあるということは、専務理事が理事長が、功刀さんはもう何年もかわってないので、専務理事の方がふえたってということでこの評価書の中に指摘されているということですか。

鎌田畜産課長 今、委員の言われたことについては、職員の増減でございます。

白壁委員 もう 1 点は、効率性が悪いと書いてありますが、収益的事業が少ないのではないかと。それから、もう少し財政基盤を強化すべきだと言っている。例えば貿易の関係で、いわゆる酪農でもそうでしょうけど、その周りに菌がついても、それを牛乳の中に入れてない、生乳の中に入れてないために、例えば注射をする、そういう手数料なんか安いのか。効率性が悪いということは、収益性がよくないということを行っているのだけど、いかがでしょう。

鎌田畜産課長 ただいま委員が言われたのは、農家に対する支援についてです。手数料等は、もう国でワクチンの補助とか決められております。協会の人件費的などところの出入りがありましたので、そこで効率性が悪くなっているということでございます。

白壁委員 ということは、その手数料は法律で決められているから、それは変えられないと。でも、財政基盤を強化するための事業はもっとふやすべきだと言っているけど、それに対しても皆さんのところでそういうものに取り組んでいきたいと書いてある。自己財源の確保に努めていくということだけど、どんなことを努めるのか。ほかに収益が上がるようなものは何かあるのか？

鎌田畜産課長 まず、公益社団法人移行に伴って、期間を定めた短期事業であることから、当期目的事業の設定は受けずに、まず収益事業としておるところでございます。畜産協会というのは経営診断を核として事業展開しておりますので、今後この畜産農家個々からそういう経営診断にかかるコンサル料といった協会独自の手数料の徴収を検討すべきかということも想定されるのですが、ただ、畜産農家は餌代が高いとか、TPP、EPAの関係とか、今非常に厳しい状況でございます。ですから、現状今までどおり畜産協会では、そういった経営診断による資金繰り、大規模化に対する指導については当面今までどおり無料でやっていくことを考えております。

白壁委員 それでも当時のことを考えると、1 バレル 147 ドルぐらいまで石油が上がったことがあった。一番ピークはそのぐらいだったと思う。今どのぐらいだろう。90 ドルぐらいかな。そのときにはバイオ燃料に使うということで、例のジャイアントコーンとか、ああいうのが非常に高くなって、当時、経営が成り立たなくて倒産する酪農家がふえるのではないかと結構ばたばたしたことがあった。今のところでいうと、そこまでもないだろうし、これから酪農もそうだし、肉もそう

なんだけど、畜産全体で収益を上げていただくような仕組みをつくっていったら、コンサル料とか、まだほかにも協力いただけるものもあると思う。そういうものをしっかり確保していくことが重要だと私は思っています。だから、酪農家というと、二代目が継がないでほかの仕事したりする。そういうものをやっぱり防ぐためにも、こういった協会の努力ということが必要だと思います。

出資比率のところを見ると、やっぱり県が一番多い。40.6%。そのほかは幾つかあるけど、参考資料の283ページの一番下の37、出資その他、団体（者）と書いてある。これはどういう人たちが出資しているんだろう。これはすごい大きいけど、個人ではないのかな。どういう人たちが出資しているの？

鎌田畜産課長 今、委員から言われましたように、山梨県からふじかわ農協までございます。あとは畜産の関係団体、例えば酪農業協同組合といった団体がございます。

白壁委員 よくわからないけど、わかりました。大体わかってるからいい。  
この間、7月7日にEPAなんていうのが出て、今度そのEPAというのをEUと結ぶようですね。TPPが今、11カ国でして、盛んにTPPはだめだとか、県でも大変だってやってたんですけど、EUと結ぶとなると、EPAになってくる。ヨーロッパっていうと、牛肉はオーストラリアとか北米が多いし、ヨーロッパは主たる産業っていうと何があるんだろうと考えると、豚肉かな、EPAの影響っていうのは。飼料もアメリカが多い。オーストラリアも多い。という、EPAの豚肉の対策、あまりないけど鳥もあるかな、豚肉の対策というの、協会としてどういうことを考えて対策を打とうとしているのか。

鎌田畜産課長 今、委員がおっしゃったように、牛肉はほとんどアメリカ、オセアニア地域になってございます。豚肉はやはりヨーロッパ、デンマークとかが非常に強い。ですから、豚肉が非常に危惧されるのは委員のおっしゃったとおりでございます。豚肉についてもやはり関税がどんどん下げられてきますので、その対抗として保証の関係もしっかりさせていかなければいけないと思います。  
それで、養豚経営安定対策事業として、豚肉価格が生産コストに相当する保証基準価格、これを下回った場合、例えば200円とか定めたときに200円以下になったといった場合にその差額の8割を補填する、こういったことで養豚経営の安定を図る予定でございます。

白壁委員 養豚の基準というは何だろう。今、損益分岐点価格は五百幾らっていうのがあ。それを下回ってきたときに、それに対する補填をするということ？

鎌田畜産課長 今、委員がおっしゃったのは関税の関係でございます。今、補填については、国内の豚肉価格でございます。

白壁委員 それを安定させていくためということ、輸入の豚肉が多くなれば多くなるほど、今度は日本の養豚業者は困る。税率の関係はそれを一遍にばさっと変えるわけにいかない。そうすると、そのある一定の期間の中で関税の税率を変えてくるということをする。だめなものはセーフガードでそれはだめだよとはねのける。ちょっと素朴な質問ですが、大筋合意というのは確定？それとも契約の方向性を見たということ？大体それはいつごろそれが実行されるの？実行されたときにいきなり来るの？それとも猶予期間があるの？

鎌田畜産課長 大筋合意がですが、国のほうで7月中にということ聞いております。それから、このEPAが詳細が固められるのはおおむね2年後と聞いております。です

から、2019年ということだと思います。

白壁委員 それはまだ決定はしていないんだろうけど、今までの流れからすると、多分、激変緩和措置というか猶予期間があるよね。これは何年ぐらい見るんだろう。いきなり再来年になると安い豚肉がデンマークから来たり、ドイツなんていうのは豚肉食べている人たちだから、EUというのは。いきなり来るのでしょうか。

鎌田畜産課長 関税の関係は、初年度2.2%、10年目には0%、そのように段階的に措置をしてまいります。

白壁委員 ということは、きっと10年間で段階的に下がってくるっていう予定なんだね。今、豚肉の話をしたのだけど、牛肉もこういうものがあるのだろうか。

鎌田畜産課長 牛肉が現在、38.5%ということですがけれども、初年度には27.5%。これも段階的に10年かけて20%に落としていき、16年目には9%、そういう予定になっております。

白壁委員 牛肉を少しでもいいものを安く国内で生産して供給していくためには、いきなり成牛というわけにいかない。まず生まれた牛、肉牛をいかに高く売るかというのも農家からすると重要なところですよ。先ほどもあったけど、経営を安定化させるためには、いきなり価格が下がってしまったときには補填をするような形のもので幾つかある。そういうものというのは具体的にどんなことをしながら経営の安定に結びつけていこうとしているのだろうか。これの主体的業務をしているのが畜産協会だから。これはどんなことを、具体的にどういうことをしようとしているのだろうか。

鎌田畜産課長 先ほどの説明をさせていただいた411ページをごらんください。そちらの経営安定対策事業の(3)肉用子牛生産者補給金制度がございます。今、委員がおっしゃったように、肉用牛の子牛の価格が変動したときに農家の支援をするという制度でございますが、これは肉用牛の価格が下がったときに、国と県と畜産農家で基金を積んでおります。この基金から補填金を出すという制度でございます。基準価格が保証基準価格と合理化目標価格と2段階になっているところでございます。例えば、保証基準価格、これは国のほうで畜産の審議会という特別な委員会がございます。そこで毎年価格を設定しているところでございます。今年度は黒毛和牛の場合は保証基準価格が33万9,000円で、合理化目標価格が28万2,000円でございます。もし子牛を販売してそれぞれこの価格を下回ると農家にその基金から支援があるという制度でございます。

白壁委員 その基金持っているところや決定するところが畜産協会がいいんだよね。

鎌田畜産課長 そのとおりでございます。

白壁委員 昔、交雑がただでも要らないなんていう時代があった。5,000円なんていうときがあった。通常20万円から30万円ぐらいでいけば何とかいいだろうけど、そういう時期もあった。そういうときにはその補填分を何とか補って、その基金があって、それから出してくる。畜産協会というやつは、各都道府県にあるものなんですか。

鎌田畜産課長 全国でございます。

白壁委員　もう1つは、通称マルキンっていうやつ。何しろマルキンという制度がある。マルキンってあまり聞いたことがないと思うけど、僕は地元が酪農家が多いからなんだけど、わからない人たちがいると思うので、マルキンも補填制度なんだけど、これも扱っているのが畜産協会だね。マルキンの制度について説明してもらえますか。

鎌田畜産課長　申しわけありません。先ほど委員へのお答えについて訂正させていただきますが、全国と申しましたけれども、東京都は畜産協会がございません。

白壁委員　島にはあるんじゃないの？

鎌田畜産課長　畜産はございます。東京都もですね。東京Xとかつくっております。ただ、畜産協会という組織が東京都はございません。

それと、今、委員のおっしゃったマルキンについてです。正式名称が肉用牛肥育経営安定特別対策事業。こちらについては、平成3年の牛肉の輸入自由化を契機に緊急対策として国のほうで創設された価格差補填事業でございます。当時は緊急の緊という字に丸がつきましたので、通称マルキンという名称がついてございます。肉用牛の経営は導入から出荷まで2年から3年のタイムラグがありまして、その間に相場が変わります。相場によって販売額が生産資金を下回ってしまうといったことが生じます。このため、国と生産者が基金を造成し、赤字分の8割を上限として補填金を交付する制度でございます。肉用牛の再生産を可能とするための重要な施策となっております。

白壁委員　けがの巧妙ではないけど、TPPもあったし、そういうことでいろいろ対策を打ってきているから、今こういうさまざまな対策が今回のEPAにも生きている。そういうもので補填をしながらも、農家の人たちというのはなかなか職人気質。経営というものをしっかりやっっていかなきゃならない。そのために、先ほどもあったけど、コンサルティングをするという。コンサルティングの業務で、よくやってやったらもっとコンサルティング料を欲しいというとなかなか難しいということだけど、コンサルティングをこれからしっかりやっっていかなきゃならない。コンサルティングというのは、どういう組織体で、何を、どんなことを、どういうタイミングでやっているのだろう。

鎌田畜産課長　経営支援対策事業として畜産協会では、経営感覚に優れ、生産性の高い畜産農家、現在の畜産農家の方は皆さんそうですけれども、そういった農家の育成を図るため、畜産協会で、経営の専門家で構成された畜産コンサルタント16名で成ります。これは普及指導員とか、それから衛生のプロフェッショナルの家畜保健衛生所の職員といった県の職員、それから、団体の関係はNOSA Iの獣医師とか、それから全農といった畜産の専門の団体の方、こういった方に委嘱してコンサルタントを構成しながら農家の経営指導、経営支援をやっているところでございます。

白壁委員　何となく皆さんもわかってくれたと思うけど、畜産協会があって初めて畜産に携わる方々が安心して経営ができるということだから、ぜひしっかりと指摘されているような効率性もあるし、財務基盤の強化も必要だから、しっかり目標を定めて、農家の経営安定に向けてしっかりと努力していただきたいと思います。

鎌田畜産課長　今後も県としましては県内畜産農家の生産性の向上、もうかる畜産を目指して

県内畜産農家経営安定対策事業が適正に実施されるよう、引き続き畜産協会の指導に努めてまいり所存でございます。

望月（利）委員 420 ページですけど、中ほどの地域基金資産という部分ですが、先ほどちょっと触れられたかもしれません。前年度 5 億 6,000 万円だったものが当年度 2 億円程度ということで、マイナス 3 億円ということになっております。この原因というか、細かい部分を御答弁いただけますか。

鎌田畜産課長 先ほど御説明させていただきました牛のマルキンは事業年間で 3 年間でございます。3 年間の基金の積み上げをしておいて、それが余った場合には国へ返還しなければなりません。その返還の金額が 2 億 3,000 万円余でございますので、そのような形になっております。

望月（利）委員 どのような理由でということで聞かせていただきました。これだけ大きいマイナスがある部分ですから、ちょっと細かいところまでしっかり知っておきたいという思いで質問させていただいているのですが、もう一度お願いします。

鎌田畜産課長 業務対象年間で終わりましたので、その余った基金を返還したのが原因でございます。

望月（利）委員 その数字がその下の固定資産合計という部分に反映してきているかと思うのですが、前年度 9 億 5,000 万円、今年度 6 億円ということで、これも同じように大きく 3 億円程度変わっている。ここの原因というのがそこということによるのでしょうか。ほかに原因があるようであれば教えてください。

鎌田畜産課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

望月（利）委員 先ほどの説明の中で、独立行政法人からの未回収分という説明がありました。もう既に回収済みということですが、なぜ未回収部分が出たのかということをお教えいただけますでしょうか。

鎌田畜産課長 年度内は実績の 70% の支払いを受けたのですが、その後、実績の支払いを受けたということでございます。

望月（利）委員 年度内実績の 70% を受けて、その後、残りの 30% を改めて受けたということだと思いますが、なぜそういう状況が起きたのかということをお聞いているんですけど。

鎌田畜産課長 制度上、まず実績報告を上げて支払いをしていただくという形になっております。

望月（利）委員 次の質問に。昨今、鳥インフルエンザとかそういった疫病の関係で、たしか衛生基準が変わってきているということで、そのところを周知徹底という部分があるかと思うのですが、その辺のところを具体的にどういう実施状況だったか教えてください。

鎌田畜産課長 先ほど御説明しました資料の 411 ページの（12）をごらんください。地域における伝染病発生時の対応、自衛防疫体制の維持強化、自衛防疫というのはワクチン接種をきちんとするというところでございますけれども、そういったことに



について支援するため、飼養衛生管理基準、こちらが既に見直しはされているのですけれども、そういったことの啓発普及による周知徹底を行ったということでございます。

望月（利）委員 飼養衛生管理基準等が変わってきたということで、ここの文書では見直しは予定されていると書いてあるのですが、実際、見直しはもうされているということでしょうか。

鎌田畜産課長 見直しは既にされております。

望月（利）委員 その見直しの周知徹底を啓発説明会ということでされたところに記載されていますが、その辺の徹底という部分、新年度また次に向けても継続してやっていくのでしょうか。

鎌田畜産課長 今、委員がおっしゃったように、非常に重要なことですので、今後継続して、さらに強化してやっていきます。

小越委員 最初に経営安定化対策事業。畜産協会ということで、牛だけでなく鳥や豚もあると思います。この経営安定化対策事業、先ほどのマルキンもそうですけれども、牛の経営対策ということですけど、鳥インフルとか口蹄疫とかで畜産全体、養鶏ですとか養豚農家のための経営安定対策は何か事業がここにあるのでしょうか。防疫の衛生対策はいっぱいあるんですけど、そうではなくて経営対策ということであるのでしょうか。

鎌田畜産課長 衛生以外については、豚のほうについては、豚のマルキン事業、経営安定対策事業、こちらのほうを予定をしておるところでございます。

済みません、豚のマルキンについては直轄事業となりますので、訂正させていただきます。畜産協会が直接は取り扱わないという状況で、鶏については直接の事業はございません。

小越委員 426 ページ、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳というところで、一番下のところの経常外収益への振替額、支払機構積立金返還金が約 5 億 8,000 万円ぐらいあるんですけど、これについて説明をお願いします。

鎌田畜産課長 この中で一番大きい額、4 億 4,435 万 3,825 円、これにつきましては、牛のマルキン事業が 3 年間を対象年間としております。平成 25 年から平成 27 年の 3 年間で終了して、これがその残りでございます。平成 28 年に 4 億 4,400 万円余を農業産業振興機構に返還したものでございます。

416 ページをごらんください。経常外増減の部の（2）経常外費用の支払戻金の上から 4 つ目、支払機構積立金返還金、ここに記載されてございます。

小越委員 426 ページだと経常外収益の振替と書いてあるから、416 ページのこの上の経常外収益の正味財産に振替だから、こっこの 426 ページの説明でいくと、経常外収益に入れるということは、積立をして、それでまた出したという意味でいいのでしょうか。一旦正味財産で受けて出したということですか。

鎌田畜産課長 指定正味財産の中に限定された人の財産、財源がございます。それを経常外収益のほうに 1 回振り替えたということです。

（一財）山梨県地場産業センター【観光部】、（公財）山梨県下水道公社【県土整備部】、（公財）山梨県青少年協会【教育委員会】 関係

質疑

（（一財）山梨県地場産業センターについて）

河西委員 経営状況説明書の 308 ページ、経常収益という欄がありますけれども、1 億 3,300 万円余りということです。前年度は 1 億 4,600 万円でしたけれども、9% ぐらい減少しています。原因と伺いますか、要因は何か、まずお願いします。

大久保観光プロモーション課長 平成 28 年度につきましては来館者が前年度と比べまして減少いたしました。それに伴いまして、いわゆる売り上げの減少が一番大きな要因だと考えております。特に来館者の減少の主な要因といたしましては、前年度の平成 27 年度に善光寺の御開帳が 4 月、5 月にございまして、こちらにかなりの大勢の方がおいでくださったということでございます。4 月、5 月を見ましても、御開帳のあった年となかった年では大体半分ぐらいになっている状況でございまして、先ほども申しましたように、来館者の減による売り上げの減というのが主な要因と考えております。

河西委員 善光寺という特別な事情があったということですからいたしかたない面もありますけど、ぜひまた努力して、できるだけ来館者が減らないようにしていただきたいと思えます。

それから同じページの経常費用の中の給料の手当、3,500 万円ほど出費をしておるのですが、この体制、二十幾人ぐらいかな、職員の体制を教えてくださいたいと思えます。それから、役員報酬支出というものがありませんけれども、常勤の理事とか非常勤の理事とかというようなものの報酬じゃないかと思えますけれども、そこら辺の内容をお願いしたいと思えます。

大久保観光プロモーション課長 まず、役員の報酬につきましては、これはまた内部で規定をしっかりとつけておきまして、いわゆる常勤の専務理事、この方の報酬でございます。報酬は規定の中で 500 万円以内ということで決められておりますので、それに沿って支出をしている状況でございます。

給料手当で約 3,500 万円ということでございますが、こちらはプロパー職員 2 名とそれから臨時職員 21 名、合わせまして 23 名分の給与ということで計上をさせていただいております。先ほどの専務理事、それからプロパー職員 2 名、それから臨時職員 21 名、合計で 24 名という体制で地場産業センターと、あともう一つは防災新館の中にジュエリーミュージアムというのがございます、そちらの販売のほうも受け持っておりますので、両方のところで 24 名ということで運営をいたしております。

河西委員 この 500 万円以内というのは専務理事 1 人の報酬ということですね。そのほかの理事とか理事長とかは無給でやっているということですか。

大久保観光プロモーション課長 おっしゃるとおり無給ということでやっております。

河西委員 ありがとうございます。それから、次の 309 ページ、経常費用ということですが、いろいろな各科目において大変努力して経費削減に努めていただいていると思えます。売り上げも減少していると思えますけれども、一方でこの消耗品の支出というところが当年度が 186 万円余り、前年度は 109 万円余りと

ということで、70%を超えるような大幅にふえているわけでありませうけれども、この理由を教えてくださいたいと思います。

大久保観光プロモーション課長 こちらの販売消耗品につきましては、品物を買っていただいたときに入れる紙の袋ですとかビニール袋といったものを購入をいたしております。これは在庫の状況に応じまして不定期に購入をしているというのが実際でございます。平成27年度につきましては、26年度に購入したものがかなり在庫があったということで買わなくて済みましたが、その在庫がほとんどなくなったということで、平成28年度は少し大量にそういったものを購入をさせていただいたという経緯がございます。

河西委員 在庫が尽きたから新たにまた新しく買ったということで、できるだけ適正に購入するような努力をしていただければいいなと思います。それから、320ページですか、事業計画があるわけですがけれども、今年度が5年間の中期計画の最後の年ということでありませうけれども、この5年の中にはいろいろ反省点ということもあったと思います。そんなことを踏まえた中でこれから新たに中期計画を策定していくということだと思いますけれども、今後の5年間の計画といいませうか、どんなものを進めていくかお聞かせ願いたいと思います。

大久保観光プロモーション課長 現在の中期計画につきましては、本年度が最終年度ということで、今、これまでの4年間の検証作業を一生懸命着手をして始めているところでございます。とにかく来館者をしっかりふやしていくためにはどういったことが有効か、あるいはどういった取り組みが必要かということを中心にいたしまして、今後の5年間の新たな計画を策定をしまいたいと考えております。スケジュール的には年内までに素案をつくってまいりまして、来年の3月になると思いますが、理事会等で最終的に決定をしていただくという段取りを考えてございます。

河西委員 最後に、重複するかもしれませんが、運営の効率化を進めていかなければいけないと思いますけれども、もっと収益を上げていくということに具体的にどんなことに取り組んでいくのか伺いたい。それから、この参考資料の出資法人の経営評価を見ますと、Aランクということでありませうけれども、目的適合性が66.7%、効率性が60%、ほかのは100%、85%ということですが、今後これを改善していくのにどんな方法を考えた中で進んでいくかお聞かせ願いたいと思います。

大久保観光プロモーション課長 今後、運営の効率化を一生懸命図りながら収益を上げていくということで、具体的にどのようにという御質問がございました。この平成28年度につきましては、特に光熱水費の削減ということで大分努力をいたしまして、対前年度で1割程度削減をすることができました。本年度につきましてもしっかりとこういった経費について検証をしつつ、削減に努めるということで、今後将来的にも取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど来のお話の中で繰り返になりますが、事業収入をふやすためにはとにかく来館者をふやさなければならないということで、今、あの手この手を使いながら来館者の増に向けて取り組んでおります。ちなみに、昨年度の3月から本年度当初にかけて、とにかく観光バスをたくさん入れようということで、大分御努力をしていただきました。いろいろなエージェントなんかも発掘をしていただきましたところ、この4月から6月の3カ月の間でバスが45台、来館者が1,141人と。これは昨年と比べますと、バスの台数で1.7倍、来た人間の数でい

きますと 1.9 倍ぐらいふえました。こういった努力が見えるようになってきておりますので、引き続きこういったことをしっかり行いまして、来館者をふやしてまいりたいと考えております。待つほうだけではなくて、この中にもありますように、いわゆる出張販売ですとか、あるいはいろいろなところへ行って外販をするという取り組みも今後一層強化をしていこうということで考えてございます。

それから、2 つ目のお話の中で経営評価の結果概要のところでございますが、目的適合性、あと効率性というところが少し低いといお尋ねも頂戴いたしております。目的適合性につきましては全部で 3 つの指標がありまして、2 つの指標はおおむね満点の状態ですが、いわゆる入館者数、それから売上額、それから貸室収入、これを前年プラス 8 % ずつ伸ばしていこうという目標を立てているところであります。入館者売上高については若干達成ができず、貸室収入のはほぼ達成をしておりますが、トータルとして達成できなかったということで、この辺が目的適合性が下がっているという状況でございます。

あと、効率性のほうは、これも 5 つほど指標がありますが、そういった中の人件費の比率ですとか、施設等の利用率、もう 1 つは職員 1 人当たりの利用人数、こういったものの比率をとってございます。これも基準年数に比べてどのぐらい減ったり伸びたりしたかということの指標で点数化したものでございますが、これも極端に伸びているということがございませぬものですから、評価としては少し低いということで、効率性のところが 6 割ということになっております。今後、とにかく入館者をしっかりふやしていく、それに伴って売り上げもしっかりふやしていくということで目的の適合性をしっかりしていきたいということと、あと、効率性の中でも施設の利用率ですとか、1 人当たりの利用人数、これも来館者をふやすことによって数字が上がってまいりますので、しっかりこの辺も取り組んでまいりたいと考えております。

白壁委員

地場産業センターというのは、昭和 59 年当時のことを思い出すと、御坂の山を挟んで今の北杜市から大和村ぐらいまでが 1 つ。で、あと、丹波山村、小菅村を入れて、今でいう上九一色村南部というか、富士河口湖町、ここまでの 2 つあった。それで、その当時まず出資をしたんですね。あとは 19 節って言って、負担金及び分担金というのかな、あれから使用料を各市町村で分担して負担させておいたんだね。それで、平成 15 年当時、平成の大合併ってというのが起きて、その大合併のときに、富士河口湖町の場合には幾つかのところが一緒になってきたから、その分、負担金を減らしてほしいという話をした。その負担金を減らそうといたら、丹波山村、小菅村のほうは富士吉田市にある地場産業センターだとそんなに負担しきれない、出資するのにも困ると。我々は幾つか一緒になったから、当時、勝山村と足和田村と河口湖町だから、これをあわせたものではなくて、1 つと設定してもらって、少なくしてほしいって話をしたら、もう必要ないから富士吉田の郡内地域の地場産業センターは廃止しようということになった。その当時はどうだったのかというと、建物は富士吉田市と県が持っていた。最後は富士吉田市にいただいていたので、今、更地のままになっている。まず、そういう歴史経過がある。

それで、ここの北バイパスにある地場産業センターというのは、もう時代とともに役目は終わっているのではないの？ そう私は考えるのだけど。百歩譲ると、あそこの地場産業センターはにぎわいの創出で、本来から言うと県庁の防災新館の下にあるべきだった。今度リニアが通ったりしてくるとあそこにお客さんが集まるための 1 つのネタにしなきゃならなかったね。僕はそう思ってる。でも、あそこのままになっている。でも、努力してもなかなかふえない。それはもうしょうがないです。時代の流れでそういう方向に行っているから。

ということで、それを前提に置きながらちょっと聞きたいのだけど、出資者の

中に北杜市はある。ほかに南アルプス市がある。隣の笛吹市はないの？

大久保観光プロモーション課長 笛吹市につきましてもございます。44万1,000円というところで出捐をしていただいております。

白壁委員 ということは、11番目だからこの中に載ってこないという意味だね。ということは、多分、ほかのところも全て当時の設立の趣旨のまま各市町村が全てのところで決算上の出資金の一番後ろに来るところの出資金の中に全部のっけてある。出資はしているということかね。

大久保観光プロモーション課長 今おっしゃられたとおり、甲府市から始まりまして、甲州市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、中央市、昭和町まで全て出資をいただいているという状況でございます。

白壁委員 あと、当時のこれを考えると、先ほど言ったように19節から出している部分があったんだけど、負担金及び分担金というところの仕組みというのが今でも生きているのだろうか。今でもそういう分担金、負担金系統は出ているのだろうか。

大久保観光プロモーション課長 この中には特に入っておりません。ということは、それぞれ市町村ごとに分担金ということで徴しているということではございません。

白壁委員 当時はあったんだよ、分担金というやつが。それで、いろいろなクレームが、遠過ぎるとか、あまりうちには利がないからって閉鎖したのかな。まあ、そういうものがあったね。それで、この中で、例えばワインの組合が今、事務所を置いている。ああいうのはその使用料というものをいただいているのかな。それは何という部分で出ているんだろう。

大久保観光プロモーション課長 お手元の正味財産の308ページをごらんになっていただきますと、一番の事業収入という中のちょうど真ん中あたりになりますが、団体事務室使用料収入、102万円余出ております。こちらがワイン酒造組合が2階のほうに事務所を置かれている年間の使用料でございます。

白壁委員 102万円。ということは9万円と。実はこのワイン酒造組合が出資しているんだよね。その出資しているところとフロアの平米単価、賃貸料というのが、していないところと比べたらどうなんだろう。

大久保観光プロモーション課長 この中では、実は出資者の中でワイン酒造組合のみここに入っておられまして、例えば308ページで見ていただきますと、展示販売フロア使用料収入とあります。これはいわゆる1階のフロアでそれぞれ、おおむね面積ごとに大体、水晶宝飾関係が何平米、で、印伝が何平米というふうに大体わかるわけですが、ここの部分がそれぞれ業界さんが面積割りで使用料を払っていただいているというのが一番上でございます。

白壁委員 それはイベントのときの話ね。常設で今、ワイン酒造組合の事務所がある。2フロア借りてるのだよね。2フロア借りているところが、今言っているように年間100万円というのはちょっと安くないかと思ってたんだけど、ああ、ワイン酒造組合は出資してると思ったから、だから安いのかなと思った。だから、収益を上げるということは、1つは皆さんも知恵を絞ったり、汗をかいたりしながらやっていくのだろうけど、今借りている人たちの単価を見直すということも1つ

あるんですね。でも、あれは 2 フロアで結構広いから、ちょっと安過ぎませんかということを知ったんだけど、その根拠はどこにあるんだろう。

大久保観光プロモーション課長 根拠のほうはまた確認をきちんとさせていただきたいと思います。

（7 月 28 日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配付された）

白壁委員 あと、建物の関係は県で持っているのかな。それとも、この団体が持っているのかな。

大久保観光プロモーション課長 建物につきましては団体のほうの所有ということになっております。

白壁委員 土地はどうなっていますか。

大久保観光プロモーション課長 底地につきましても、ほとんどのところがという表現になりますが、団体が所有をしております。ただし、創設のときの土地の取得費用につきましても県が相当金額負担をしております。定款上の中でも、もしやめるときには底地は県に帰属するというので、別表でその土地の地番を付させていただいております。あと、遠い東側のほうの駐車場、こちらは民地でございます、その民地については今、団体のほうで賃貸借契約を締結してお借りをしているという状況でございます。

白壁委員 これ見ていると、やっぱり経常費も努力をしてもやっぱりだんだん減ってくるということなんだろうね。だから郡内の富士吉田の新屋にあったものを、最後は苦肉の策で国道が広がるから、ちょっと引かかるからとか何とかということだったけど、まあ、実質的には地場産業センターの役目を果たさなくなったところが一番主だった。ここもだんだんだんだん努力のかいもなく売り上げも下がったり。他市町から、例えばあまり意味がないじゃないかとか、もっと高度活用を、違うところで活用してくれなんていう話が出てくる可能性もないとも限らない。それよりもこういった地場産業というのは甲府の中心に集中させるべきなんだ。山梨県の偉人館もいいけど、ああいうところでジュエリーを売ったり、地場産業のものを売っていると、今度はリニアからどういうものが来るかわからないけど、甲府の駅に人が集まるような仕組みをつくっていくといったときには、あそこに行くんじゃなくて、買い物に地場産業センターに行くんじゃなくて、県庁のにぎわいの創出ができるようなところにこういうものがあるとベストなんだよという意味なんだよね。

まあ、努力をしっかりとさせていただいて、それでもあそこのところでネクタイを売っていただいたり、宝飾系統もやっていただいているということはあるがたいことなんだけど、いつまでも昔の栄光にすがってそのままで行くよりも、少し新たな発想をしていくほうが僕はベストだと思う。まあ、努力していただくということだけど、少しものを考えていただいたほうがいいなと思って、ちょっと余計なことだけど質問させていただきました。

大久保観光プロモーション課長 大変難しい問題でもあろうかと思いますが、委員おっしゃるように、なかなか来館者のほうも伸びない、あるいは県内のいろいろな交通事情ですとか、いろいろな仕組みがだんだん変わってきている。こういったことはたしかであろうと思います。私どもも理事会ですとか評議員会の中でいろいろな議論もございしますが、また将来的にどうこうというところの目標までは行っており

ませんが、そうは言いましても、構成団体の皆さんがこの地場産業というものをもっともっと盛り上げていかなきゃならない、水晶にしても印伝にしてもワインにしても日本酒にしても、やっぱりしっかりみんなでこういった地場産業を盛り上げていこうと、こういうかたい意思をお持ちになられております。そういった手段の問題としましてどうやっていくかということはあるかと思えます。今後、頂戴しましたそういった御指摘なんかも踏まえまして、次期中期計画なんかもつくってまいるわけですが、そういった中でまた改めていろいろなことを議論してまいりたいと考えております。

清水副委員長　今いろいろお話を伺っていて販売促進とか商品力の品ぞろえを豊富にして売り上げを上げると、こういう話がずっと中心で来たのですけれども、ここに書いてある商品力の強化、これはまさに私はこの地場産業センターの果たすべき役割のかなりの比率があるのではないかと思います。なぜかというとお客さんがそこに来て、お客さんのいろいろな要望とか、こうだったらいいねというネタがそこにあるんですね。そういうネタをもとへフィードバックする、それができるのがこのセンターじゃないかなと思います。そういう意味で商品力の強化として今まで何をやってこられたんですか。

大久保観光プロモーション課長　商品力の強化につきましては、1つには、いろいろな業界で新たなものをどんどんつくっています。そういったものを商品として御提供をいただく。そこでまた売れるか売れないか、あるいは消費者の声というものがあります。それに基づいて、それを当然フィードバックするというのと、また商品をそこで見直しをしていくというような、そういった仕組みでものの種類をどんどん動かしていくということをこれまでやってきているという状況でございます。

清水副委員長　具体的にですね、いろいろなニーズがわかったと、ウォッチできた。それを具体的に地場産業の実際につくっているところにフィードバックして、今ある地場産業をもっとレベルアップして、世の中にないものをもっと拡大していこうと。そういうような動きに当然つながらないとこの事業は健全じゃないと思います。そういう動きというのはどういう仕組みでやっているのですか。どういう組織で、あるいはどういうつながりか。そこを御説明いただきたいのですが。

大久保観光プロモーション課長　地場産業センターについては基本的にはそれぞれの業界ということでここに全部加盟をしていただいております。業界としてしっかりかわり持っています。当然、商品とかそういったものについても、やっぱり業界としていろいろやっていくという仕組みになっています。ですから、先ほどのいろいろフィードバックするにしましても、全て業界に対してそういったものを落としていくと、また業界さんからも新たな提案をもらう。あくまでも相手のほうは業界という形で対応させていただいていると御理解をいただければと思います。

清水副委員長　もう1点。その業界との接点は、この地場産業センターがとっているわけですよ。どういうタイミングでどういう接触をされているのですか。

大久保観光プロモーション課長　これはもともと理事ですとか評議員の構成員になられているということもございしますが、これは常日頃から商品で言えば、いわゆる出したり引いたりずっとしているわけです。ですから、業界とは四六時中、品物のことについて言えば、もういろいろなやりとりをずっとしてきておりますので、そういった中できちんと情報収集したり、あるいは情報提供したりということをやっ

てきています。定期的にどうこうというのもありますけれども、毎回毎回そういうやりとりをしていると御理解をいただければと思います。

清水副委員長 最後になりますけど、そういったやりとりの結果がここで言う商品力強化の中に実績として並んでくるということで、たまたまこの中にはそういうものがないのですけれども、これからそういう新しいものがこういうところで並んでくるとい活動につながっていますということで理解してよろしいですか。

大久保観光プロモーション課長 はい。そのように御理解をいただければと思います。

小越委員 308 ページの山梨県運営費補助金収入。当年度はゼロで、下の甲府市からは補助金収入が来ているのですけれども、甲府市だけ出していて山梨県はやめて、といいますと、甲府市との話というか、今後の甲府市はもう出さなくなるのか、いや、出していくのかという、その方向はあるのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 私どもの補助金につきましては、平成 25 年 4 月から一般財団へ移行するというところで、当然これは固定資産税等の新たな費用負担がどうしても発生していくということから、県庁の中でもいろいろ議論を行いました、3 年に限り助成をしようということ、平成 25、26、27 年の 3 年間助成をいたしました。なので、平成 28 年度にはもう補助金が入っていないという状況になります。

甲府市のほうは、足並みをそろえて助成をしましょうというということとはもともとしていないのですが、聞くところによりますと、当面、助成を続けていく方針ということをお伺いしております。

小越委員 この 308 ページの事業収入の主なものは販売手数料、それと施設使用料収入とあります。先ほどから来館者が少ないという話があったのですが、地場産業センターのイベントの入館者数はあるのですけれども、そもそも 1 年間の地場産業センターに来館されている方は何人いて、イベントは何人で、イベント以外の日はどのくらい来ているのか、地場産業センターの 1 年通しての入館者が何人いて、イベントはそのうち幾人で、イベントがない日というか、普通の日はどのくらい来るのか、どういうところから来るのか、近所の人なのか、県内なのか、県外なのか、バスで来るのか、団体で来るのか、個人で来るのか、そういう資料はありますか。

大久保観光プロモーション課長 手元にある資料でお答えをいたしますと、来館者につきましては平成 28 年度でいきますと、約 19 万 2,000 人ほどでございます。このうちバスでお見えになられていらっしゃる方につきましては、約 3,000 人。127 台、約 3,000 人ということで数字を確認をいたしております。個別のイベントにつきましては、先ほどの 303 ページとかに、地場産業まつりのところであれば、例えば(1)の秋のところに入館者数が 1 万 636 人、比率でいきますと 1.3 倍にふえました。春のお祭りのほうですと、9,915 人、前の年よりも 4% ほどふえましたということで、個別のものはこちらのほうにぱらぱらとですけども書かせていただいております。ただ、委員がおっしゃった、地元の人なのか、近所の人なのかということ辺の詳細なことについてはちょっと今把握をしかねているというのが現状でございます。

小越委員 19 万 2,000 人って、そんなに来ていたのかと私思ったのですが、地場産業まつりのところしか数字がないので、秋と春で 1 万人、まあ、2 万人ですよ。



その後、ちょっと人数らしきものがなくて、それ以外にイベントで 2 万人しか来なくて。それで、バスで 3,000 人ということは、ほとんどがバス以外。19 万人、大半の人がバス以外で来ていて、そのイベントの販売手数料が減っているというのは来館者が減っているからなのか、イベントに来る人が減っているのか、それとも 1 人当たりの買ってくれるのがどれくらい減っているのかと、そこまで分析しないと、次どういう手を打つか、どこにかけていくのか出てこないと思うのですけど。そもそも地場産業センターが、例えば指定管理になりますけど、富士川観光センターみたいに地場産業の何か日常的な交流館みたいにするとか、こういうのを出店しますとか、勉強するとか、そういうのも何もなくて、ただたまにイベントがあって、そこでお土産が売っているというだけだと、地場産業ということの発展をどれくらいやろうとしているのかがちょっと見えてこないのですよね。来館者が少ないのであれば、どうして少ないのか、販売手数料をどうやったら売り上げるのかというのを。何か原因があるはずだし、分析しないと次の手が打てないと思うので。私はそれをしないとこのままずるずる行ってしまうのではないかなと思っています。

それから、もう 1 つ。施設使用料収入が多いのですけれども、これは、さっきも目標に対して施設収入は達成したと言うんですけど、あいているところに対して何に使ったのか。利用率はどれくらいなのでしょう。

大久保観光プロモーション課長 済みません、貸室の利用率計算のほうはちょっとしっかりしておりません。それぞれの年次の比較表しか今手元にございませんで、そちらは確認をして改めてお伝えをきちんとさせていただきます。申しわけございません。

（7 月 28 日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配付された）

小越委員 もう 1 つの参考資料 223 ページに貸し館による収益向上を図るため、空き室情報とあるから、今どのくらい貸し館で利用率があるのかということ把握しない限り次の手が打てないわけですよ。だから、現状認識があまりにされていないかなと思っています。

それから、説明書の 320 ページのところにあります基本方針のところ、組織体制や販売体制の見直しを図るとあるのですけど、これ、具体的にオリンピックの合宿関連の来県者数増加を見据えてとあるのですけど、ちゃんと分析しないと、オリンピックだからといって地場産業センターに来るとは多分ならないと思うのですよね。組織体制、販売体制見直しとは、どういうふうに何をどう考えているのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 もちろんオリンピック、パラリンピックで大勢の皆さんが来るということを見据えまして組織体制、どのくらいお客さんが来るとしたらどのくらいのどういう体制が必要かですとか、例えばどこでどういうものをさらに見せていったらいいかですとか、そういったものを改めてきちんと整理をいたしたいと今考えているところでございます。

小越委員 右の経営の健全化のところ、下のほうに、センター運営に関する方向性の整理という、漠とした話で、方向性ということになりますと今後どうするか引き続き心配というか、どう考えているのか。ここはどのように検討されて、どんなふうに進んでいるのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 途中途中で申し上げておりますが、いろいろな構成団体の皆さん方も、とにかくここを今のところ中心に地場産業というものをみんなでうん

と盛り上げていこうという意識をしっかりと持ちになられております。このセンターを中心にとるところまではしっかりと合意がされておりますが、ここの運営をさらにどういうふうにしていけば、また地場産業自身が強くなっていけるかということも踏まえた上で、このセンターの運営の方向性を皆さんで考えていこうというようなことを理事会、評議員会の場合でもお話として挙げられております。私もそういった業界の皆さんと一緒にになりまして、その辺をしっかりと議論をしてまいりたいと考えております。

小越委員　　そうしますと、307ページの理事会の議決事項ですよね。3回しかやっていないのですが、評議員会は1回しかやっていない。先ほど、ここのいろいろな業界団体の方々とお話をしているということでしたけれども、理事会は3回のうちほとんど収支の決算と、確認するだけであって、実質的な今の地場産業センターの実情をどう捉えて、どう分析して、そして次に経営運営を見直しするかというような、この理事会の議決事項と評議員会の記述を見る限り、あまり痕跡がないのです。さっき言ったみたいに、どのくらい利用されているか、何で来ないのか、売り上げはどうしているのか、そこをまず把握しないとこれからのセンターの見直しとか販売促進とか、オリンピックだって別に地場産業センターにオリンピックだからすぐ来るわけじゃないので、そこをやっぱり今、現状認識のことで、さっき私がお願いした来館者の内訳とか、1人当たりの購入金額とか、そういうのをしっかりと出していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

大久保観光プロモーション課長　ごもっともであります。入館者数とか売り上げ金額とか、そういったものはしっかりと押さえてありまして、私が手元に持っておりませんが、1人当たりの購入金額の推移ですとか、そういったものはしっかりと分析をいただいております。それから、それも品物ごとの傾向とか、そういったものもきちんと分析を今してございますので、それらを踏まえて今後さらに強くしていくところ、さらに工夫をしていかなければならないところ、そういったことごとそれぞれしっかりと対応してまいりたいと考えております。

#### （（公財）山梨県下水道公社について）

渡辺（淳）委員　経営状況説明書の517ページの3として、流域下水施設の維持管理事業というものが、おそらくこの公社のメインの事業だとは思っておりますけれども、書かれております。県からこの公社が、この維持管理を委託されているということなので、これをさらに民間業者に再委託されていると承知しております。その内容とそのメリットについてお伺いいたします。

久保田下水道室長　517ページの下水道施設の維持管理事業に関連いたしましてということですが、まず、下水道施設の維持管理につきましては、処理場に流れ込んでくる水をきれいにして河川に放流するという大きな仕組みの中で、各御家庭から流された水が市町村の公共下水道管を通じて集められ、それがさらに流域下水道管という太い管に流れ込みます。その流域下水道管に流れた水を処理場まで運んでいきまして、処理場の中できれいにするという形になりますので、その流域下水道の管渠、流れてくる管渠及び処理場、途中で圧送する場につきましてはポンプ場、これらの施設の維持管理を行うということにつきまして、各市町村からの維持管理負担金をいただく中で県が管理をしているという形になります。そのうち、この施設そのものの管理であるとか水質であるとか機械、電気、それぞれの運転操作であるとかいう部分につきまして、この下水道公社という組織に県のほうから長期契約で委託をまずしております。県の公社といたしましては、この施

設の維持管理をするに当たりまして、いろいろな項目がございますが、まず運転操作にかかわる部分ということで、処理場に入ってくる水をどのぐらいのスピードで流していくか、これが流れる際に活性汚泥で微生物が分解をするわけですが、その際に酸素をどのように供給するかという部分の運転操作をするもの、それから処理をした結果、汚泥という形で最終的には流れる水と残留廃棄物みたいな形で出てくるわけですが、その汚泥のところについて処分するという形になっておりまして、運転操作につきましては包括民間委託という形で公社のほうから委託をさせていただいております。それ以外に汚泥の処理、それから各機械の点検等につきまして別途委託をしているという状況となっております。

メリットにつきましては、県の職員が全ての部分について行う部分ということになりますと、職員の配置等があるわけですが、専門的な技術力、それから能力等を持った公社を経由することによって、その能力が十分に発揮できるものと考えております。

渡辺（淳）委員 519ページの正味財産増減計算書の中で、事業収益として富士北麓流域下水受託事業収益という形で5億円ですとか、峡東流域とか釜無川流域とかと数億円から10億円までの金額が並んでおります。この部分はきっと市町村からの負担金をいただいているところだと思うのですが、市町村としても建設費の負担、あるいは維持管理の負担と、大変市町村財政厳しい中で負担金を出していると思います。その負担割合というものを最後にお伺いいたします。

久保田下水道室長 事業収益にかかわります各流域ごとの関係のお金につきましては、県で各市町村から集めまして、委託という形でこちらのほうに各流域下水道ごとの事業収益ということで入っております。これにつきましては、流域下水道にかかわる各市町村の財政計画ということで3カ年分の水量予測を市町村から出していただきまして、それに基づいて単価を掛けて各市町村の割合を出しているという状況となっております。細かい数字につきましては、現地調査の折に御報告させていただきます。

佐藤委員 524ページの中段ですけど、リース資産。固定資産のところですね。パソコンリースで流域下水受託事業の使用とありまして、1,000万円を超えた1,192万8,000円ありますけれども、これは何台になりますか。

久保田下水道室長 台数につきましては、デスクトップパソコンが4台、それからノートパソコンが38台となっております。

佐藤委員 上のほうに職員20名とあったので、20で割ったら値段が59万6,000円だったんですね。これが42台ですから、まあ、30万円近くなるのかな。右側のほうに300万円の物件の所有権が借主に帰属する話があるので、そうはいっても30万円からのパソコンというものが必要だったのかどうか、それだけお伺いします。

久保田下水道室長 この公社のパソコンにつきましては、4つの流域下水道事務所を備えておりまして、そちらでそれぞれまとめているデスクトップパソコン、これはサーバーの役割をしておりますが、そのサーバーが通信回線を結んで本社とつながっているという形で、手元で扱うノートパソコンについては単価はそれほど高くないのですが、サーバー経由の部分のデスクトップについては少し高価なもの、スペックの高いものとなっております。

（（公財）山梨県青少年協会について）

永井委員 説明書の 562 ページです。（1）経常収益のところの ですが、地域若者サポートステーションの委託金収入が、前年は 1,500 万円ぐらいあったのですが、これがゼロになってしまっているのですが、この事業は当年度でなくなったということなのでしょうか。

岩下社会教育課長 この地域若者サポートステーション事業につきましては、厚生労働省からの委託事業でございます、平成 27 年度をもちまして終了となっております。

永井委員 これにかわるセンターというか財団でやっているような自主事業というのは何かあるのですか。

岩下社会教育課長 経営状況説明書の 554 ページをごらんいただきたいと思います。554 ページの中段あたりにありますけれども、青少年センター自主事業実施状況でございますコンサルテーション・ビューロー事業というものがございます。こちらは若者に対する相談事業を実施しておりまして、青少年協会の職員が問題解決の方法を相談者とともに考えまして、ハローワーク山梨への紹介など、必要に応じて専門機関への橋渡しなども行っております。

永井委員 ちなみに、このコンサルテーション・ビューロー事業の予算は幾らぐらいでしょうか。

岩下社会教育課長 460 万円余となっております。

永井委員 平成 27 年度末で終了し、平成 28 年度にやったこのコンサルテーション・ビューロー事業なのですかけれども、実績はこの 176 人でいいですか。

岩下社会教育課長 相談者が 31 名、延べ相談件数としまして 176 件ということになっております。

永井委員 ちなみにですが、前に出ている厚生労働省の委託金でやった地域若者サポートステーションの実績というのわかりますか。

岩下社会教育課長 地域若者サポートステーション事業につきましては、平成 18 年から実施しておりまして、10 年間の合計ですけれども、相談件数はこれより多いわけですが、就労までつながった方が 168 名、進路決定まで至った方が 581 名となっております。

永井委員 本当は単年度で知りたかったのですが、やっぱりこの事業、比較をすると、このコンサルテーション・ビューローというのは一般的な相談と就労。多分、この前年のやつは就労だけだったと思うんですね。この事業は多分この組織でも重要な部分になってくるのですが、1,550 万円あったやつが 460 万円になってしまっていて数が減ってきているという部分もあるので、予算が当然、小さくなるから多分利用する人も少なくなってくるということだと思います。予算が少なくなっているのだけれども、これは青少年の相談を受けるなかなかいい事業だと思います。これの予算が少なくなっているがゆえに PR とか周知というのがすごく重要だと思うのですが、それはこういった形でやられているのでしょうか。

岩下社会教育課長 このコンサルテーション・ビューロー事業につきましては、今年度新たな事業という中で、ホームページですとかパンフレットも作成したり、また、ポスター等の掲示もしております。

永井委員 マスコミを使ったりとか、ホームページとパンフレットと、それは各学校に配布をしているということですか。

岩下社会教育課長 各市町村、また学校に配布しております。

永井委員 PRの資金も含めて460万円ということによろしいですか。

岩下社会教育課長 それを含めてでございます。

清水副委員長 青少年協会の果たすべき機能で質問するのですけれども、青少年ですから、大きく言えば次世代の山梨を背負う子供たちをどういうふうにも人間力を上げていくか、そのきっかけとなる事業だと思えます。もっと大きく言うと日本を背負う若者たちのきっかけづくりの事業だと思うのです。ここに研修を企画する職員とあるのですけれども、この職員が何名いて、どういう内容を企画してやっているのかというのがすごく重要ですけども、そこをちょっと御説明いただけますか。

岩下社会教育課長 青少年協会の職員ということでお答えしたいと思いますけれども、プロパーの方が27名、臨時の方が32名、非常勤の方が2名、合計で61名となっております。研修につきましては、それぞれ必要な専門性を身につけるための研修に出させていただいたり、また、その研修を生かして事業については計画的に実施いただいているところであります。

清水副委員長 今までそういう形で推進してきて、多分、評価のところにも影響するのですけれども、順調に来ていたのでしょうか。

岩下社会教育課長 事業の内容につきましても、その時代時代が必要とされるものを、そのときそのときに考えていただいて実施してきております。ただ、具体的にその成果という部分で申し上げますと、利用人数につきましては、ここのところちょっと頭打ちのようなところもあります。施設によっては増加しているところもありますけれども、若干減少傾向のところもございます。そういった中でまた新たな魅力のある事業を設定できるようなことも考えていきたいと思えます。

清水副委員長 これだけ激変する世の中で青少年の健全育成を考えたときには、これから必要な人間力の気づきをどうやって与えるかといった支援事業はすごく重要だと思います。そのためにじゃあ気づきをどこから引っ張り出すかというのは、ここにいる職員の力量によると思えます。ですから、そういう面で、職員の力量を上げるという一番重要なところをもつすごい力を入れてやっていっていただきたいということを要望して終わります。

白壁委員 清水副委員長が言っているとおり、職員はすごく重要。だけど、いい職員が定着しないんだよね。指定管理で先々が安定していないもの。こういうものの対策というのは所管するとか、発注する県側としてどういうふうにか考えるの？職員が安定的にいてもらわなきゃならないのだけど、いつ指定管理から外されるかわからない。これをどう考えている？

岩下社会教育課長 まず青少年協会につきましては、先ほど申し上げた数の職員がいるわけですが、年齢構成等を見ますと、一部多いところ、少ないところがあります。長期的に見まして、退職の時期、そして採用をどのぐらいにするかということについて総合的に見ていかなければいけない、年齢構成の平準化のようなことも考えていかなければいけないということを考えています。

白壁委員 そういう話じゃない。ここはさっき言うとおりの素晴らしい施設だし、必要なところ。でも、その職員が、素晴らしい職員が安定的にそこにいないということ。前に行ったときには、東京都の教職員の試験に受かったからそっちに行ってしまうとか、その子と話をしたら、ここにいっても将来が不安だと。何でだっていうと、いつ指定管理が外されるかわからない。そうなってくるとここにいる必要がないと言うんだけど、何か方法がないと、教育する職員、優秀な職員というのが集まらない。これを聞いているんだけど。

岩下社会教育課長 おっしゃるとおりでございます。教育は人なりというところがございますので、やはり優秀な職員を採用したいと思えます。また、採用後もそういった研修を充実させて、専門性を高めていく、指導性を高めていくということが非常に大事だと思います。また、そういった職員が集まることによって指定管理も受けやすくなるのではないかと考えているわけですが、ただ、指定管理は制度上、青少年協会ありきで指定管理を行うわけではないので、そういった中でもほかの団体が手を挙げたときでも受けられるようなしっかりした体制、指導者を持っているということも大事ではないかと思えます。

白壁委員 だからね、そこなんだよ。全てが指定管理なんだけど、指定管理から外れるわけにいかない。直営か指定管理だから。そういったときのやり方を何か考えるべきじゃないんですか。何でもかんでも指定管理だから、決められたからこうだ。指定管理と直営と2つに分かれるって、もう法的に決まったからこうなんだじゃなくて、何か方法を考えるべきじゃないんですかということ。今のままでいったら、そんなことできるわけじゃない。いつ外されるかわからないよって、次の団体が来たら終わりだもの。だけど、山梨方式でも何でも何か方法を考えるべきじゃない？

これだけ小さな人口の山梨県にとって子供たちというのは、百年樹人という中で、極めて重要なところですよ。そこには優秀な職員が欲しい。であれば、何か方法ないのですか、2人も県職員のOBが行っているじゃないですか。何か方法はないのですかって聞いているのです。ぜひ検討ください。

岩下社会教育課長 ありがとうございます。検討してまいりたいと思えます。

白壁委員 いやいや、何か考えて。何か考えなきゃだめだよ。何でもかんでも四角の中に入れちゃだめだよ。水のごとしだよ。

望月（利）委員 562ページの退職給付引当金の取崩収入、前年度が761万円あったのですが、今年度ゼロということです。この経過というか、そういったことを教えてくださいいただけますか。

岩下社会教育課長 前年度が761万円余で、今年度ゼロにつきましては、平成27年の10月に監査委員の指摘に基づいて引当金を取り崩したということがございます。それが平成27年度の金額でございます、今年度それが無いということでゼロになっております。

望月（利）委員 平成 27 年度だけ特別だったという解釈でよろしいでしょうか。

岩下社会教育課長 そのとおりでございます。

望月（利）委員 あと、その次のページの上のほうの臨時賃金、1,000 万円ほど。前年度と比べて減少しているということなのですが、これはどういった項目で、なぜ減少しているのか。減少幅が大きいものですかから教えてほしい。

岩下社会教育課長 これは地域若者サポートステーションの国委託事業の廃止による減でございます。

望月（利）委員 わかりました。最後になります。下の消耗品費、これが 500 万円ほど、今度は逆にふえているということですが、消耗品というのはそんなに年々で変わるものじゃないのにいきなり 500 万円ふえている。疑問に思ったものですから教えてください。

岩下社会教育課長 こちらにつきましては、単に消耗品という部分もでございますけれども、主催事業ですとか自主事業の内容によって変わってくる金額でございます。この年につきましては主催事業、自主事業が拡充されたということでその額となっております。

望月（利）委員 先ほどあったように、全体的に指摘を受けてかなり修正をしてきたという感覚なのですが、先ほどの白壁委員の質問に近い形なのですが、大きく職員の体制とか、そういった内部の部分を切りかえたということはあるのでしょうか。

岩下社会教育課長 この年につきましては、平成 27 年度から平成 28 年度につきましては大きく変えたところはございませんでした。

小越委員 平成 27 年度は約 600 万円ぐらいの収支相償に当たって、それは収入と費用の関係で公益財団法人である限り利益をたくさん積んではいけないということ、5 年間で解消を求めていくということになっていたことを受けてコンサルテーション・ビューローを設けたと思うのですけれども、平成 28 年度はその収支相償のところをもう解決したと理解してよろしいのでしょうか。

岩下社会教育課長 こちらにつきましては、既に平成 25 年度までの剰余金について平成 26 年度以降、順次計画的に公益事業を実施していった解消を図るという中で徐々に減らしてきているところであります。平成 28 年度につきましては、1,847 万円余を実績で支出しております。また、平成 29 年度につきましては、2,112 万円余を支出する予定となっております。

小越委員 それはどこかに書いてあるのですか。

岩下社会教育課長 失礼しました。特に具体的に資料の中には表示してございません。ただ、例えば平成 28 年度で申し上げますと、先ほどのコンサルテーション・ビューローですとか、センターまつりですとか、丹波山のキャンプですとか、そういったところで 20 ほどの事業に支出しているところであります。また、先ほどありましたけれども、職員の研修費にも支出しているところであります。

小越委員 560 ページの理事会の第 3 回のところのこの 4 番の利益相反取引の件、6 番の重要な使用人の選任及び解任の件とあるのですが、これは何ですか。

岩下社会教育課長 理事会の第 3 回のところで、4 番の利益相反取引の件でございますが、これはインフルエンザの予防接種に関することでありまして、職員の福利厚生の一環でインフルエンザの予防接種を行うところでしたが、近隣の病院 20 力所から見積りを取ったのですけれども、出張は行っていただけないという中で、内藤理事長が院長でありますふじ内科クリニックへ見積書を依頼し、価格も市場価格と比べても安かったということで実施しておりますから、この利益相反取引の件が議題となっているところであります。

また、6 番の重要な使用人の選任及び解任の件につきましては、愛宕山少年自然の家の所長の方々など、退職の方が所長にいらっしゃいましたので、施設長、所長さんの選任というようなところであります。

小越委員 青少年センターだけ書いてあるからどういうことかと思ったので聞きました。

それから、参考資料のほうの総合所見のところを書いてあるのですけれども、平成 28 年度、県民ニーズをよりの確に把握するために小中学校へのアンケートを実施したとあるのですが、指定管理をやっているところの科学館ですとか青少年の八ヶ岳とか愛宕山のところのアンケートを見させてもらったのですけれども、非常によくやっているというか、回収率もちゃんとしているし、件数もちゃんと合っているし、科学館に至ってはかなりいいんだけど、残りの 2%、3% の人が不満というのであるから、それについて頑張っていきたいと、こう、とても誠実に書いてあって、ここのアンケートはすごくしっかりやっているなど私、評価したのですけれども、そのアンケートと、この 397 ページに書いてある平成 28 年度の小中学校へのアンケートというのは別物なのでしょうか。

岩下社会教育課長 委員おっしゃるように、これは別物でございますが、ふだん日常的に行っているアンケートの満足度は非常に高く、97% 超というところでございますが、科学館としましては、来館された方のニーズですとか状況についてはわかるのですけれども、来館されていない方のニーズを把握したいということで、昨年度、平成 28 年度に小中学校を対象に行ったアンケートでございます。ですので、来られた方の満足度とは別の、また新たなニーズというような部分で行ったアンケートと報告いただいております。

小越委員 であれば、せっかく県内小中学校にアンケートをとって行って、これからにつなげていこう、指定管理のものだけでなくて青少年の健全育成のためにどんなことができるのか、自主事業をどうするのかっていうところに使っていけると思っています。もしわかったら、どういうところに全数調査したのか、抽出なのか、どんな結果があったのか、アンケートの調査結果とやり方、概要が説明できるのであれば教えてください。

岩下社会教育課長 委員おっしゃるように、こちらはこれからの運営を行う基礎資料という意味合いもありますので、地域についても圏域を区切って、甲府市ですとか、甲府市周辺、また、その他の市町村というようなことで分けたり、また、対象も幼稚園、保育園の保護者から小学校の低学年の保護者、高学年の保護者、中学生というようなところで無作為に選んで 2,000 名ほど。また、県内の小中学校の先生方、各校 1 名ずつというようなことですが、調査を行いました。配布した数が 2,330 名ほどですが、回収率が 77% ということで、1,800 名ほど回収できているところであります。詳しい内容については、今、手元に資料



がないので御報告できませんが、概要は以上でございます。

- その他
- ・ 部局審査及び現地調査の結果を踏まえ、意見がある場合は、審査意見書の様式により、8月7日までに事務局あて提出することとされた。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 杉山 肇